

住 民 監 査 請 求 監 査 結 果

第 1 監査の請求

1 請求人

札幌市中央区南 1 条西10丁目タイムスビル 3 階 札幌市民オンブズマン 代表 太田 賢二

2 請求書の提出年月日

平成25年11月27日

3 請求の内容

次の(1)及び(2)は、本件住民監査請求（補正書面の内容を含む。）を要約したものである。

(1) 主張事実の要旨

ア 北海道議会（以下「道議会」という。）における会派及び各議員に対しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項及び北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（平成13年北海道条例第41号。以下「条例」という。）第 1 条に基づき、議会議員の「調査研究に資するため必要な経費の一部として」政務調査費を交付することが認められている。

イ 道議会において年度ごとに交付される政務調査費の金額は、各会派については、各会派に所属する議員数に10万円を乗じた額である。議員に対しては、議員 1 名について 1 箇月あたり 38万円、年間456万円である。

ウ 平成24年度において自由民主党・道民会議北海道議会議員会（以下「自民党道民会議」という。）は、自由民主党北海道支部連合会（以下「自民党道連」という。）に対して、調査委託費として、合計4,500万5,040円の支出を行った。

エ 上記支出については、領収書等添付票の用途項目の欄には単に「調査委託費」と記載されているのみであり、具体的にいかなる用途に用いられたのか全く判然とせず、真に議員の調査研究に資するために必要な経費であったかどうか明らかでない。

むしろ、支出先が会派の所属する政党の支部等の団体であること、支出金額が 1 箇月ごとにおおむね一定額であることなどに照らすと、上記支出は、具体的な調査を委託し、その対価として支出されたものとは認定しがたく、政務調査費を政務調査以外の用途に用いるための方便として利用した可能性すら窺われる。

したがって、上記支出の全額は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」についての支出とは認められず、法第100条第14項及び条例第 1 条に反し、違法である。

オ 平成24年度において北海道議会民主党・道民連合議員会（以下「民主党道民連合」という。）は、民主党北海道総支部連合会（以下「民主党北海道」という。）に対して、調査委託費として、合計2,960万円の支出を行った。

カ 上記支出については、領収書等添付票の用途項目の欄には単に「調査委託費」と記載されているのみであり、具体的にいかなる用途に用いられたのか全く判然とせず、真に議員の調査研究に資するために必要な経費であったかどうか明らかでない。

むしろ、支出先が会派の所属する政党の支部等の団体であること、支出金額が 1 箇月ごとにおおむね一定額であることなどに照らすと、上記支出は、具体的な調査を委託し、その対価として支出されたものとは認定しがたく、政務調査費を政務調査以外の用途に用いるための方便として利用した可能性すら窺われる。

したがって、上記支出の全額は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」についての支出とは認められず、法第100条第14項及び条例第 1 条に反し、違法である。

キ 自民党道民会議は、株式会社Aに対して、広聴広報費として、広報誌B代金304万円及びホームページサーバー・更新・修正代59万3,250円、合計363万3,250円の支出を行った。

ク 株式会社Aは、自民党道民会議に所属する議員が取締役として1名、監査役1名と、会社役員として複数名が加わっており、自民党道民会議と緊密な関係にあることがうかがわれる企業である。したがって、これらの広聴広報費については、純粋な政務調査ではなく、自由民主党（以下「自民党」という。）の政治活動等に用いられている疑いが少なからずある。そうだとすれば、これらの支出は、全額か少なくともその一部は違法である。

ケ 広報誌B（平成25年10月号）においては、次のとおり、道議会議員の活動や政策についてではなく、自民党本部又は自民党所属の国会議員の政党活動・政治活動についての記事であると評価すべき記事が、多数掲載されているが、これらの記事は、その内容からして、道議会議員の政務調査活動とは、全く関連性がないか、少なくとも政党活動・政治活動の目的が大部分であるといわざるを得ない。

(ア) 自民党幹事長が北方領土を視察したことを報じる記事（3頁乃至4頁）

(イ) 「自民党農林水産業・地域の活力創造本部」が政策説明会を行ったことを報じる記事（10頁乃至11頁）

(ウ) C衆議院議員が「ニュースカフェ」に登場したことを報じる記事（12頁）

(エ) 自民党青年局の局員約100人が台湾を訪問したことを報じる記事（14頁）

(オ) 自民党幹事長が釧路管内において「日本は集団的自衛権を容認すべき」といった内容の講演を行ったことについて、講演の内容を報じる記事（30頁乃至34頁）

(カ) 自民党の党本部の活動を「本部だより」と題して報じる記事（35頁）

コ この点、これらの記事が掲載されている広報誌Bは、あくまで平成25年10月に発行されたものであるため、今回の監査請求の対象となるものではない。

しかし、内容からすると、今回の住民監査請求の対象となる号についても、本来であれば政務調査費の支出が許されないような記事が、少なからず含まれていたであろうことが強く推認され、仮に、そうであれば、少なくともそのような記事の部分の出版・郵送する費用について政務調査費を支出することは、違法となるといわざるを得ない。

サ この点、道議会発行の政務調査費の手引（以下「手引」という。）7頁の「広聴広報費」の項目の「広報誌」の欄には、「政務調査活動とその他の活動が混在するような形態の場合は、政務調査活動の紙面をページ分けするなど、明確に区分することにより按分して充当することができる。」と記載されている。

シ 参考となる裁判例として、名古屋高等裁判所平成21年9月17日判決は、原判決が名古屋市議会会派の「市政だより」につき、一つ一つの記事の性格と「面積比」を認定して按分支出を命じたことを支持し、少なくとも政務調査費から支出された金額の約3分の1について、政務調査費の用途基準に適合しない支出と推認するのが相当であると認定している。

ス D議員は、次の飲食費について、調査研究費として、合計3万2,480円の支出を行った。

支出日	支出先	支出額
平成24年10月4日	E	5,000円
平成24年10月11日	F	5,000円
平成24年10月17日	G	5,000円
平成24年12月20日	H	5,000円
平成25年2月5日	H	8,000円
平成25年3月21日	H	4,480円
合計	-	32,480円

セ 手引によれば、研修会や講演会等に連続した懇談会での食事・飲食に政務調査費を充当する場合は、社会通念上許容される範囲であれば充当することができるとされている。(請求人は、請求書上、「手引6頁」(研修費)を引用しているが、これは政務調査費の会派交付分に係る頁であり、請求は議員交付分に対するものなので、正しくは記載内容が同様である「手引10頁」(研修費)の誤りであると思われる。)

ソ しかし、上記支出はいずれも居酒屋における飲食に充当され、また、懇談会の前に開催されている会合も、その大部分が「意見交換会」とされており、活動記録簿を参照しても、その具体的内容が明らかではなく、政務調査とどの程度の関連性があるのか疑わしい。

そもそも、研修会や講演会等に連続して開催される懇談会等については、そこに出席して意見交換を行うことで新たな知見等が得られる可能性が皆無ではないにしても、本来政務調査費が政務調査と関連性がある費用についてのみ支出することが許容されるべきものであり、少なくとも、懇談会の前段となる研修会や講演会が、政務調査としての内実を伴っており、かつ、その後に連続して開催される懇談会が、実質的にも研修会や講演会の内容を踏まえて実施されるものでなければ、政務調査費の支出は許されない。さもなければ、議員が出席する飲食会のたぐいについては、全て政務調査費の充当が許容されるということになりかねない。

したがって、D議員の上記支出については、真に政務調査と関連する支出であったのかについて議員による説明責任が尽くされるべきであり、説明が十分に果たされなければ、支出の全額が違法と解されるべきである。

(2) 措置内容

北海道が、道議会の各会派及び各議員に対し、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に支給した政務調査費のうち7,827万770円は、違法又は不当な公金の支出であるので、北海道知事に対し、北海道が行ったかかる違法不当な支出により被った損害につき、支出額相当額の返還を求めると損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める。

第2 監査委員の除斥

監査委員丸岩公充及び監査委員佐々木恵美子は、政務調査費の支出について直接の利害関係を有することから、法第199条の2の規定により除斥とした。

第3 請求の要件審査

本件住民監査請求においては、一部違法又は不当とされる行為について具体的でない記述があり、また、事実を証する書面の添付に不足があったことなどから補正を求めたところ、平成25年12月16日に補正された書面及び事実を証する書面が提出されたことから、法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、同月17日付けをもって、これを受理した。

第4 監査の実施

本件住民監査請求は、平成24年度の政務調査費の支出に関するものであることから、以下の記述は、平成24年度当時の法、条例等を基としたものとなっている。

1 監査対象事項

平成24年度における自民党道民会議、民主党道民連合及びD議員の政務調査費のうち調査研究費に係る支出並びに自民党道民会議の政務調査費のうち広聴広報費に係る支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局 道議会事務局

3 請求人の陳述及び証拠の提出

(1) 法第242条第6項の規定に基づき、平成25年12月24日、請求人の陳述を実施した。その要旨は次のとおりであった。

ア 道議会の政務調査費について、平成20年度の支出分から毎年住民監査請求を行ってきた。

4回の住民監査請求のうち、平成24年度（平成23年度支出分の誤りであると思われる。）を除く3回については、いずれも裁判になっている。

イ 自民党の株式会社Aに対する広聴広報費の支出について取り上げたが、この会社は、役員や過去の役員の中に自民党会派所属の議員が複数名入っており、自民党ときわめて緊密な関係にあることが推測され、自民党の広報を行うために設立された会社ではないかと思われる。そのこと自体は悪いことではないが、政務調査費はあくまで議員の調査研究活動のための費用であって、政党の運営や党勢拡大のために支出することは許されていないことから、この会社が行う広報活動の中に、自民党の政党活動に類するものが含まれ、政務調査費が支出されているとしたら、話は別である。

ウ 株式会社Aが発行する自民党の広報誌Bの平成25年10月号を購入してみたが、この広報誌は平成24年度の政務調査費の領収書の使途欄にも名前が挙がっており、自民党会派は304万円を政務調査費から支出している。平成25年10月号には、自民党幹事長の北方領土視察記事、C衆議院議員のイベント参加記事、同幹事長の「集団的自衛権を容認すべき」との釧路での講演の記事など、かなりの頁数をとって掲載されていたが、果たして、議員の調査研究活動に資するものと言えるのか。政党の党勢拡大、政策アピールのためのものというほかないのではないか。政務活動費が「第2の政党交付金となる」とは、こういう現象ではないかと考える。

エ ただ、ここで述べたのは、あくまで平成25年10月号についてのことであり、今回の住民監査請求の対象となる平成24年度の支出とは、直接の関係はないが、選挙が近いわけでもない平成25年10月号ですら、政党の党勢拡大、政策アピールのための記事がたくさんあるので、衆議院議員選挙の行われた平成24年度の広報誌Bでは、なおさら、こういった政党の党勢拡大、政策アピールの記事が多かったのではないかと推測される。

オ なお、補正書面のとおり、裁判例では、議員が発行した広報誌の紙面を精密に分析し、市政報告が行われていた紙面の面積と、議員自身の政治活動や後援会活動に割かれていた紙面の面積の面積比を割り出して、政治活動や後援会活動に割かれていた紙面分に相当する部分については、政務調査費の支出を違法として、按分支出を命じた名古屋高等裁判所の判断がある。

カ 飲食費については、このような居酒屋における飲食料金についての支出を広く認めてしまうと、政務活動費が「第2の議員報酬」あるいは「第2の政党交付金」へと変質してしまう。

キ 調査委託費については、過去4回の監査請求でも問題としてきたところだが、年間数千万円ものお金が、その内訳、使途が全く分からないままに政党支部に流れるという、まさに異様な状況が続いている。これは、全国の都府県の議会でもほとんど例がない。

政務調査費とは、あるいは今年度以降の政務活動費とは、こういう使われ方をするためのお金なのか。そのために、道民の血税から、数億円ものお金が割かれているのか。政党支部に毎年数千万円のお金が、その具体的な内訳も分からずに流れていくことが議員の「調査研究活動」なのだ、胸を張って断言できるのか。政務活動費が導入された後の監査請求では、この争点についての勇気ある判断を行うことは、一層困難になると考えるので、ある意味最後のチャンスであるという意識で、判断いただきたい。

(2) 法第242条第6項の規定に基づく、請求人からの新たな証拠の提出はなかった。

4 実地監査

平成25年12月26日、道議会事務局に対し、政務調査費に係る支出事務等について実地監査を実施し、その後も必要に応じ調査を行った。

5 監査対象部局からの事情聴取等

平成26年1月9日、監査対象部局である道議会事務局から、請求人が違法又は不当な支出と主張する事項に対する見解などについて聴取を行った。その主な説明内容は次の(1)及び(2)のとおりであった。

また、事情聴取結果を踏まえ、さらに、同月15日付けで道議会事務局に対して文書照会を行い、同月17日付けで回答があった。その主な内容は次の(3)及び(4)のとおりであった。

(1) 政務調査費について

ア 政務調査費は、地方議会の活性化を図るため、その審議能力を強化することが不可欠であることから、地方議員の調査活動基盤の充実を図るため、平成12年の法の一部改正により、法制化された。

イ 法では、議員の調査研究に資する経費の一部として会派又は議員に対して交付し、交付を受けた会派又は議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することとし、具体的な交付対象、額、交付の方法などについては、各自治体の裁量に委ねられており、道議会においては、他都府県と同様、全国都道府県議会議長会（以下「全国議長会」という。）が作成した「政務調査費の交付条例（例）」（以下「交付条例（例）」という。）及び同規程（例）を参考にして、平成13年3月、条例及び北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程（以下「規程」という。）を制定し、交付の方法など必要な事項を規定している。

ウ 政務調査費の交付方法等は、道議会では、政務調査費を会派及び議員に交付をすることとし、会派には月額10万円に会派所属議員数を乗じて得た額を、議員には月額38万円を、それぞれ毎月交付し、交付された政務調査費の用途については、規程に定める用途基準によるとした。また、交付を受けた会派及び議員は、年度終了後30日以内に収支報告書を議長に提出し、残余がある場合はその額を返納することとしている。

エ 条例の制定に併せ、制度の趣旨や手続き、用途の例示などを盛り込んだ手引を作成し、各会派及び各議員に配布するとともに、道議会事務局において、個別に説明会などを行い、その周知を図っている。なお、この手引は、条例や規程の改正などに併せて四度の改定を行ってきた。手引の内容については、会派や議員からの求めに応じ、道議会事務局において、随時、説明を行っているほか、新たに当選した議員に対して、制度内容等の説明を行い、周知に努めている。

オ 議長の調査権は、法上は明示されていないが、全国議長会が条例等の標準例を作成した中で、「都道府県が支出する経費については、予算の適正な執行の観点から、一般的には知事の調査、検査の権限が及ぶものであるが、議員の政治活動の自由を確保する観点から、全面的に知事の調査、検査権に委ねることは適当でない」、「政務調査費が常に制度の趣旨に即して適正な執行が確保されるべきとの観点に立って、議長に対し、必要に応じ、所要の調査が行えるよう条例において定めることが適当」との考え方が示されている。道議会においても、その趣旨に沿って、条例第10条に議長の調査権を規定した。道議会事務局においては、議長の調査を補佐するため、議長に提出された収支報告書及び領収書等の添付書類について、収支及びその内容の整合性など、所定の要件を備えているかどうかのチェックを行っている。また、平成21年の条例改正により、議長の調査を補佐するため、学識経験者で構成する第三

者機関の北海道議会政務調査費調査等協議会（以下「協議会」という。）が設置され、平成24年度の政務調査費に係る収支報告書及び領収書等の添付書類について、弁護士、大学教授及び公認会計士の3名の委員によって抽出調査が実施されている。その際、政務調査費としての計上に疑義や瑕疵があった場合及び使途基準との乖離が生じている場合にあっては、当該議員からの申し出により、後日、修正した収支報告書が改めて提出され、議長において、これを受理している。そして、規程第6条の規定に基づき、議長から知事に対して、収支報告書の写しが送付され、通知を受けた知事は、当該通知に基づき、残余额が生じた議員及び会派に対して、返納を求めることになる。なお、これまでの措置例の主なものとしては、資料購入費や事務費について、計上誤りなどの理由から、議員からの申し出により、修正した収支報告書が提出され、新たに生じた残余额の返納が行われた事例があった。

カ 協議会においては、規程に基づき、年2回以上、政務調査費に係る抽出調査を実施し、助言項目がある場合、協議会座長から議長へ文書により通知している。その後、議会内において検討の上、政務調査費の取扱いを見直したり、使途基準の運用について周知徹底を図るなど、協議会からの助言を生かし、政務調査費の適切な支出が図られるよう努めている。

キ 政務調査費の使途に関しては、「会派及び議員は、政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならない。」と規定した条例第8条を受け、規程第4条で「条例第8条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。」と規定され、規程別表第1においては、「会派が行う道の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」を内容とする「調査研究費」が、また、規程別表第2においては、「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」を内容とする「事務所費」、「議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」を内容とする「人件費」などが、それぞれ政務調査費の使途基準の項目として定められている。

ク 政務調査活動とその他の活動が混在する場合の按分については、「政務調査費の使途基準等に関する運用方針」（以下「運用方針」という。）の第4において、議員の活動は、政務調査活動と、政党活動、後援会活動等のその他の活動が混在する場合もあることから、活動実態や使用実態に応じた合理的割合で按分するものとしており、例えば、後援会等の事務所と兼ねている場合の事務所の賃借料、管理運営費は、使用面積や使用頻度により按分することなど、費目ごとの客観的な基準により按分方法の例を示している。

また、活動の実態により明確に区分することができない場合は、例えば、政務調査活動と後援会活動とが混在するときは、2分の1までとするなどの按分率の上限を定めている。

いずれにしても、議員の活動の内容は、議員個々によって異なるため、按分比率は、議員が活動実態に応じて判断しており、一律的な整理になるものではない。

なお、このことは、会派交付分についても同様と考えている。

ケ 規程第4条第2項では、「使途基準に関する運用方針は、別に定める」とされていることから、道議会では、運用方針を定めるとともに、手引に収支報告書や領収書等の写しを作成する際の事務処理に関する事項等について示している。

運用方針については、政務調査費の取扱いの適正を期すため、その目的や充当の範囲、按分の考え方などについて全般的に示すほか、政務調査費の項目ごとに具体的な使途基準等について必要な事項が定められている。

運用方針を含め、手引については、議長が定めるものであることから、会派及び議員が政務調査費を執行する上での判断基準と考えている。

コ 他の都府県においては、全国議長会の交付条例（例）を参考に、それぞれ条例等を制定し、政務調査費を交付しており、おおむね北海道と同様の制度となっている。議員1人当たりの支給額は、平成25年4月現在で、東京都の月額60万円が最も高く、徳島県の月額20万円が最

も低く、47都道府県の単純平均では約35万円である。支給対象は、北海道と同様に、会派及び議員に交付している府県が最も多く、会派のみ、議員のみ、あるいは、交付対象を各会派が選択している県もある。

北海道と同様に毎月交付としている都府県のほか、四半期ごとの交付、あるいは半年ごとの交付としている県もある。

- サ 道議会の政務調査費制度については、当初から透明性の確保に配慮し、収支報告書を閲覧の対象とするなど公開し、収支報告書への領収書の添付については、平成18年度交付分から、事務所費、事務費及び人件費に係る項目を除き、1件5万円以上の支出に対して義務付けることとした。その後も、道議会では、政務調査費の透明性を一層確保するため、議会改革等検討協議会において精力的に検討を重ねた結果、平成21年第1回定例会において、収支報告書に添付する領収書の範囲を2段階で拡大する条例改正を行い、平成21年度交付分にあつては、1件1万円以上の支出に、平成22年度以降の交付分にあつては、すべての支出に拡大し、さらに、前述のとおり、平成21年第2回定例会においては、議長の調査を補佐する第三者機関を平成22年度から設置するなどの条例改正を行った。
- シ 道議会の最高規範として、北海道議会基本条例を制定し、法においては明確となっていない議員の活動について具体的に規定し、これらの活動に係る調査研究を政務調査活動として規定するとともに、「使途の透明性を確保するため、公開する」旨を明示した。
- ス 他都府県における制度の見直しについては、近年は特に、収支報告書に添付を義務付ける領収書の範囲を拡大する府県が多く、すべての支出に係る領収書の添付を義務化した都府県は、平成18年度の時点では3県であったが、平成25年4月現在では、46都道府県となっている。また、第三者機関設置に係る規定を設けているのは、北海道を含め、東京都、石川県、京都府及び大阪府の5都道府県と承知している。

(2) 請求人の主張について

- ア 自民党道民会議の自民党道連に対する支出について
 - (7) 法では、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法については、各自治体が条例で定めることとされており、収支報告書の様式、記載方法、添付書類等についても、各議会の裁量に委ねられている。条例に定める収支報告書の様式、記載方法などは、全国議長会が平成12年に示した交付条例（例）に準拠したもので、他府県と同様の標準的な取扱いとなっている。また、道議会においては、平成22年度からは、業務委託調査を行ったときなどは、政務調査活動の内容を記録した活動記録簿の添付を義務付けている。
 - (イ) 本件支出については、会派が行う道の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費として、条例で定める収支報告書の様式に則り記載され、必要な書類が添付されている。
 - (ウ) 本件支出については、活動記録簿において、委託業務の内容や自民党道連による使途の区分が記載されており、さらに、自民党道民会議に聴取したところ、道政に関する市町村や各種団体の要望等を取りまとめ、道政に反映させることなどを目的として、会派の様々な政務調査活動に要する業務について、専門的なノウハウを有し、また、会派の目指す道政の方向性を熟知している自民党道連に委託したものであり、具体的には、代表質問の作成補助として、知事部局等からのヒアリングや各種データの分析、他府県の事例調査や文献調査等の業務をはじめ、各地域の要望調査や国等への要請活動といった会派の政務調査活動のために必要な経費であるとの説明を受けている。
 - (エ) 会派から党支部に対する委託費に政務調査費を充当することは、大阪高等裁判所の判例においても認められている。

イ 民主党道民連合の民主党北海道に対する支出について

(ア) 本件支出について、民主党道民連合に聴取したところ、会派の様々な政務調査活動に要する業務について、会派の目指す道政の方向性を熟知している民主党北海道に委託したものであり、具体的には、前述の自民党道民会議の調査委託費と同様、他府県の事例調査や文献調査等の業務をはじめ、地域における調査・分析、これらに基づく報告・提言の策定補助といった会派の政務調査活動のために必要な経費であるとの説明を受けている。

(イ) 道議会事務局においては、収支報告書の活動記録簿等について、記載内容の整合性など、所定の要件を備えているかどうかのチェックを行っており、本件支出に係る収支報告書は、条例で定める様式に則り記載されている。

ウ 自民党道民会議の広聴広報費に係る支出について

(ア) 自民党道民会議に聴取したところ、ホームページについては、広報誌Bと合わせて、会派が行う政務調査活動を道民に周知し、活動に対する意見や要望を聴取するために、自民党道民会議としてホームページを開設しているものであり、政務調査活動以外の活動に用いているものではないとの説明を受けている。

(イ) また、広報誌Bについては、会派が行う政務調査活動や自民党道連の政党活動、政治活動を道民に広報するための雑誌として発行しており、紙面には、政党活動や政治活動に関する記事も含まれているが、道議会における審議状況、予算編成に関する要望活動等、政務調査活動に関わる部分も含まれていることから、株式会社Aと協議した結果、全体の紙面に占める政務調査活動に関わる割合を按分の上、広報誌Bの発行に要する費用の一部を負担しているとの説明を受けている。

(ウ) なお、広報誌Bには、定例道議会における代表質問の質疑に関する記事や道の予算案に関する記事など、議会審議や道の事務に関わる記事を掲載しており、会派が行う議会活動や道政に関わる政策等を道民に広報する意味合いがあることから、広聴広報費として政務調査費を充当しており、また、会派は、各議員が地元選挙区等において、会派が行う議会活動や道政に関する政策等を道民に周知する際の資料等として活用するため、議員一人につき50部を配布しているとの説明を受けている。

(エ) 道議会事務局においては、収支報告書が提出された際、所要の要件を備えているかどうかのチェックを行っており、本件支出については、広聴広報費として、条例の定める収支報告書の様式に則り作成され、必要な書類が添付されている。

(オ) 政務調査費の使途基準の運用において、広報誌の内容が、政務調査活動とその他の活動が混在するような形態の場合には、按分して充当することができるとされている。

エ D議員の飲食費用に係る支出について

(ア) 議員に聴取したところ、平成24年10月4日、同年12月20日、平成25年2月5日及び同年3月21日の支出については、補正予算案に係る事業内容、会派としての重点施策要望、TPP交渉や教育行政など当面する道政課題について、道の幹部職員と議会庁舎内において意見交換会を開催し、引き続き場所を変えて、議会における審議の参考として意見交換を実施したことから、会費（参加負担金）（以下「会費」という。）として支出したとの説明を受けている。

(イ) 平成24年10月11日の支出については、議員が所属する会派による移動政調会が浦河町で開催され、日高管内の町長、町議会議長、関係団体の出席により、日高管内の各町における課題や課題解決に向けた取組等について要望を受け、出席者との意見交換を行い、終了後、引き続き会場を変えて懇談会が行われ、出席者と意見交換を行ったとの説明を受けている。

(ウ) 平成24年10月17日の支出については、I市長、I市議会議員、農林水産業従事者等が参加し、平成24年における農作物の作付状況、水産業の状況や取り組むべき課題等について、

農協、漁協等の関係団体や農業、水産業に従事する生産者からの聴き取りを行うほか、出席者と意見交換を行ったものであり、意見交換後、引き続き、懇談を行ったとの説明を受けている。

(エ) 手引によると、会費については、「各種団体等、他者が主催する会議等の会費」とされており、平成24年10月4日、同月11日、12月20日、平成25年2月5日、同年3月21日の支出については、所属会派が主催したものであると聴取している。

議員は、当該会派に所属しているが、道議会事務局としては、議員と会派は別個の存在であることから、自ら所属する会派とはいえ、「他者が主催する会議等」にあたるものと考えている。

オ 全体について

(ア) 政務調査費については、条例、規程、運用方針などにより、制度内容が具体的に示されており、併せて、平成22年度からは、収支報告書とともに、全ての領収書等の写しや政務調査活動の内容を記載した活動記録簿などの添付書類の提出が義務付けられ、また、制度内容及び使途基準等についても、必要の都度、各会派及び全議員に対して、その周知を図ってきている。

(イ) 議長に提出された収支報告書及び添付書類については、道議会事務局において、収支及びその内容の整合性など、所定の要件を備えているかどうかのチェックを行うとともに、協議会において執行内容の調査を行っており、現行制度の趣旨に沿って、適正に処理されているものと考えている。

(3) 自民党道民会議の広聴広報費のうち広報誌Bに係る支出金額の算出方法等について

ア 自民党道民会議に聴取したところ、株式会社Aとの協議により、紙面に占める政務調査活動に関わる割合については、従来から、年度を通じて、広報誌Bにおける道議会の審議状況や予算編成に関する要望活動など政務調査活動に関する記事が掲載される割合を参考に設定しており、また、発行に要する費用については、広報誌Bの紙面全体に占める政務調査活動に関わる割合を基に、平成24年度中に広報誌Bの発行に要する費用の一部を負担しているとの説明を受けている。

イ 会派からの聴き取りを基に、平成24年度中に発行された広報誌B全号から道議会の審議状況など政務調査活動に関する紙面の割合を確認するとともに、年間の発行数、定価等を基に発行費用を試算し、それに占める会派の負担割合を算定したところ約4割であり、政務調査活動に関する紙面の割合と同程度であることから、上記の会派と株式会社Aとの協議に沿って費用が按分して負担され、運用方針に基づき執行されているものと考えている。

(4) D議員の飲食費用に係る支出の項目について

ア 手引においては、会費について、各種団体、他者が主催する会議等（意見交換を行うものに限る）の会費に充当することができると規定され、一方、食糧費について、政務調査活動に係る会合及びそれに連続した懇談会での食事、飲食の議員の自己負担分に充当する場合に充当することができると規定されている。

イ 飲食を伴う会議等又は懇談会に係る経費については、会議の内容や形態等に応じて会費又は食糧費として支出することとなるが、いずれの項目であっても、意見交換等の政務調査活動に資する内容を伴うことが前提となる。

ウ 議員が参加した会合は、意見交換や懇談を行うことを主眼として開催され、運用方針に照らし、政務調査活動に関わる内容を伴うものであり、所属会派等が主催し、参加者に会費として負担を求めたものであることから、会費として支出することは適切であると考えている。

第5 監査の結果

本件住民監査請求については、次のとおり決定した。

平成24年度における自民党道民会議、民主党道民連合及びD議員の政務調査費のうち調査研究費に係る支出並びに自民党道民会議の政務調査費のうち広聴広報費に係る支出は、違法又は不当な公金の支出であるとして、北海道知事に対し、北海道が被った損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求めていることについては、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、判断及び意見について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 平成24年度における政務調査費の制度等について

ア 政務調査費は、法第100条第14項にその根拠を有し、同項では「交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条第15項では「条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定しているところ、北海道においては条例が定められ、これらの事項について規定されている。

イ 政務調査費については、条例第1条において、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、道議会における会派及び議員に対し交付する旨を規定し、条例第2条においては、「議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。」と規定している。

ウ 政務調査費の額については、条例第3条第1項において、「月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。」と定め、同条第2項において、「所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。」と定めている。また、条例第4条第1項において、「月額43万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。」と定めながら、附則において、これより5万円を減じている。

エ 条例第8条は、「政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならない。」と定め、規程第4条第1項において、「条例第8条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。」とし、同条第2項で「前項の使途基準に関する運用方針は、別に定める。」としている。

道議会議長においては、政務調査費の取扱いの適正を期すため、規程第4条第2項の規定に基づき、運用方針として、使途基準の取扱い等について必要な事項を定めているほか、政務調査費の概要・使途基準・交付手続きなど制度全般についてまとめた手引（法、条例、規程及び運用方針を収録）を定めている。

オ 条例第9条は、第1項において、会派の代表者及び議員は、それぞれ年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に収支報告書を提出しなければならないとし、第4項において、収支報告書を提出する場合は、すべての支出について、領収書等の写しを添付しなければならないとしている。

カ 条例第10条は、「議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書及び領収書等の写しに関し、必要な調査を行うものとする。」とし、当該調査の遂行を補佐させるため、議長が指名する3名以内の学識経験を有する者をもって構成する協議会を置き、当該協議会に必要な調査等を行わせることができるとしている。

キ 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第13条（又は第14条）の規定により、道議会事務局長（又は道議会事務局総務課長）が専決により交付等の事務を執行している。

(2) 平成24年度における政務調査費の支出について

ア 平成24年度の政務調査費の交付額については、条例に基づき、各会派及び各議員に対して、

総額で5億9,088万円を支出している。このうち、自民党道民会議には6,080万円が、民主党道民連合には4,470万円が、D議員には456万円が支出されている。

イ 自民党道民会議は、自民党道連に対し、毎月調査委託費を支出しており、当該年度の合計は4,500万5,040円である。

ウ 民主党道民連合は、民主党北海道に対し、毎月調査委託費を支出しており、当該年度の合計は2,960万円である。

エ 自民党道民会議は、平成24年6月4日から平成25年3月28日までの間、ホームページサーバー更新・修正代及び隔月発行の広報誌Bの代金について、表のとおり、株式会社Aに対し、計6回、広聴広報費として支出している。それぞれ合計59万3,250円、合計304万円、総計363万3,250円を支出している。

支出日	ホームページ	広報誌 B	広報誌 B の部数
6月4日	85,050円	520,000円	2,600部
7月10日	13,650円	520,000円	2,600部
9月10日	38,850円	520,000円	2,600部
11月5日	40,950円	520,000円	2,600部
1月16日	183,750円	480,000円	2,400部
3月28日	231,000円	480,000円	2,400部
合計	593,250円	3,040,000円	15,200部

オ D議員は、平成24年10月4日から平成25年3月21日までの間、会派所属議員や市町村長等との意見交換に係る経費について、表のとおり、飲食店等に対し、調査研究費のうち会費として合計3万2,480円を支出している。

支出日	支出額	支出先	他の参加者	意見交換等の内容
10月4日	5,000円	E	会派議員、道職員	定例会議論振返り、道政のあり方
10月11日	5,000円	F	会派議員、町長、議長、団体	日高管内の現状、今後の課題
10月17日	5,000円	G	市長、市議、企業、団体等	地産地消、企業交流、特産品試食会
12月20日	5,000円	H	会派議員、道職員	道予算案説明聴取と会派の対応
2月5日	8,000円	H	会派議員、道職員	臨時議会に向けた補正予算
3月21日	4,480円	H	会派議員、道職員	定例会における問題点、道政課題
合計	32,480円	-	-	-

(3) 道議会における取組等

ア 条例第9条の規定により議長に提出された収支報告書及び領収書等の写しについては、議長の調査を補佐するため、道議会事務局において、収支及びその内容の整合性など所定の要件を備えているかどうかの確認を行っている。そして、規程第6条の規定により議長から知事へ収支報告書等の写しが送付されている。

イ 条例第10条の規定により、収支報告書及び領収書等の写しに関する議長の調査を補佐させるため、弁護士、大学教授及び公認会計士の3名の学識経験者で構成する協議会を設置している。平成24年度支出分については、3名の委員が、2回、一定期間、それぞれ抽出調査を実施し、その結果を協議するため、その都度、協議会を開催している。その後、議長に対し、調査結果を報告している。

ウ 手引については、各会派及び各議員に配布するとともに、会派や議員からの求めに応じ、道議会事務局において、随時、説明を行っているほか、新たに当選した議員に対して、制度内容等の説明を行い、周知に努めている。

2 判断

(1) 政務調査費に係る違法性等について

ア 政務調査費の交付について

(ア) 政務調査費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため制度化されたもので、法第100条第14項の規定に基づき、地方公共団体が条例を定めることで交付することができ、その場合、条例において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法を定めなければならないとされている。また、同条第15項においては「条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」とされている。

(イ) 北海道における政務調査費については、条例が定められ、交付対象、額等が規定されるとともに、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する規定も定められている。また、政務調査費の用途については、条例第8条において、「別に定める用途基準に従い、使用しなければならない。」とされ、規程第4条第1項の規定に基づく別表において、用途基準の具体的な項目が示されている。さらに、用途基準の取扱い等については、道議会議長が、同条第2項の規定に基づき、運用方針を定めているほか、交付手続きなど制度全般についてまとめた手引を定め、会派及び議員に対して周知を図っており、会派及び議員が政務調査費を執行する上での判断基準としていることが認められる。

(ロ) 条例第9条第4項において、収支報告書の提出に際し、すべての支出について領収書等の写しの添付を義務付けている。

(ハ) 平成24年度における政務調査費の支出は、条例で定められた額が、各会派及び議員に交付され、議長への収支報告書の提出及び領収書等の写しの添付も条例の規定どおり行われている。

(ニ) 次に、政務調査費の支出の違法又は不当について検討すると、東京高等裁判所平成21年9月29日判決（東京地方裁判所平成20年11月28日判決を引用）では「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費にかかる支出であるか否かは、本件各支出が本件用途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と判示されている。こうしたことから、本件住民監査請求に当たっては、交付された政務調査費が、条例で定められた用途基準や手引等の運用に係る事項に照らし、これらを逸脱している場合、当該支出は違法又は不当なものと判断されることになるかと解する。

イ 自民党道民会議の自民党道連に対する支出について

(ア) 自民党道民会議は、平成24年度において、政務調査費として6,080万円の交付を受け、自民党道連に対して調査委託費として4,500万5,040円を支出している。

(イ) 自民党道民会議から自民党道連に対する調査委託内容は、道政に反映させることを目的とした資料・情報収集・整理、地域における政策調査、調査結果の集計及び分析、連絡調整を含めた道政調査活動等に係る委託業務であることを委託契約書により確認しており、これは政務調査活動に該当するものと認められ、このような調査委託に対して政務調査費を支出することは、用途基準上、認められるものである。

(ロ) 収支報告書、委託業務の内容が記載された活動記録簿、領収書等添付票については、条例及び規程に従い、提出されており、また、本件支出の成果物については、知事部局等からのヒアリングや代表質問の作成補助など、委託業務の実施過程において作成された資料などの提示を受け、委託の成果物であることを確認した。

(ハ) 本件調査委託費については、自民党道連からの出向者である自民党道民会議の政策審議委員会の職員の給与、移動政調会の開催に係る会場借上料や旅費などの経費、中央要請活動に係る旅費などの経費、事務用品の購入費等に用いられたことが確認された。

(ニ) 前述した委託契約書や成果物などの確認結果、委託の内容の聴取結果、また、用途基準

では、これら業務委託をするに当たって、特に委託先の制限等は設けていないものであることから、本件支出は使途基準に違背、逸脱したものと解することはできない。

(カ) 会派から党支部に対する上記のような調査委託費に政務調査費を充当することについては、大阪高等裁判所平成23年9月30日判決が、「県から交付を受けた本件政務調査費等をもって県連に要望事項聴取活動等の委託費を支払ったことが、本件条例等に定める本件政務調査費等の使途基準に反したものと認めることはできない。」と判示していることから、認められるものと解される。

(キ) 請求人が、調査委託費の支出先が会派の所属する政党の支部等の団体であること、支出金額が1箇月ごとにおおむね一定額であることなどに照らすと、上記支出は、具体的な調査を委託し、その対価として支出されたものとは認定しがたく、政務調査費を政務調査以外の用途に用いるための方便として利用した可能性すら窺われると主張していることについては、委託契約書に委託業務の内容及び毎月の委託料の支払について明記されていること、前述のとおり成果物が存することなどから、認めることはできない。

ウ 民主党道民連合の民主党北海道に対する支出について

(ア) 民主党道民連合は、平成24年度において、政務調査費として4,470万円の交付を受け、民主党北海道に対して調査委託費として2,960万円を支出している。

(イ) 民主党道民連合から民主党北海道に対する調査委託内容は、道政に係るデータ収集・整理、関連資料の整理、地域における調査及び調査結果の集計、分析、調査結果に基づく提言などの策定補助、連絡調整を含めた道政調査活動等に係る委託業務であることを委託契約書により確認しており、これは政務調査活動に該当するものと認められ、このような調査委託に対して政務調査費を支出することは、使途基準上、認められるものである。

(ウ) 収支報告書、委託業務の内容及び記載された活動記録簿、領収書等添付票については、条例及び規程に従い、提出されており、また、本件支出の成果物については、知事部局等からのヒアリングや代表質問の作成補助など、委託業務の実施過程において作成された資料などの提示を受け、委託の成果物であることを確認した。

(エ) 本件調査委託費については、民主党北海道からの出向者である民主党道民連合の政策審議会の職員の給与に用いられたことが確認された。

(オ) 前述した委託契約書や成果物などの確認結果、委託の内容の聴取結果、また、使途基準では、これら業務委託をするに当たって、特に委託先の制限等は設けていないものであることから、本件支出は使途基準に違背、逸脱したものと解することはできない。

(カ) 請求人が、調査委託費の支出先が会派の所属する政党の支部等の団体であること、支出金額が1箇月ごとにおおむね一定額であることなどに照らすと、上記支出は、具体的な調査を委託し、その対価として支出されたものとは認定しがたく、政務調査費を政務調査以外の用途に用いるための方便として利用した可能性すら窺われると主張していることについては、委託契約書に委託業務の内容及び毎月の委託料の支払について明記されていること、前述のとおり成果物が存することなどから、認めることはできない。

エ 自民党道民会議の広聴広報費に係る支出について

(ア) 自民党道民会議は、平成24年度において、株式会社Aに対して、ホームページサーバー更新・修正代及び隔月発行の広報誌Bの代金について、広聴広報費として363万3,250円を支出している。

(イ) 請求人は、株式会社Aは、役員や過去の役員の中に自民党道民会議所属の議員が複数名入っており、自民党道民会議と緊密な関係にあると推測されるため、広聴広報費は、純粋な政務調査ではなく、自民党の政治活動等に用いられている疑いがあり、政務調査費はあくまで議員の調査研究活動のための費用であって、政党の運営や党勢拡大のために支出することは許されていないことから、これらの支出は、全額又はその一部は違法であると主

張している。

(ウ) 法100条第14項では、「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」とされており、条例第8条では、「政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならない。」と定め、規程第4条第1項の規定に基づく別表において、使途基準の具体的な項目が示されており、さらに、使途基準の取扱い等については、道議会議長が、同条第2項の規定に基づき、運用方針を定めているほか、交付手続きなど制度全般についてまとめた手引を定めている。これらは、会派及び議員が政務調査費を執行する上での判断基準とされている。

運用方針では、第4において「会派及び議員の活動は、政務調査活動とその他の活動（政党活動、後援会活動等）が混在する場合もあることから、会派及び議員が政務調査費を充当するに当たっては、活動実態や使用実態に応じた合理的割合で按分するものとする。」と規定されており、また、別表において、広聴広報費の項目の中で、ホームページの作成・管理・更新経費について規定され、広報誌の印刷費については、「政務調査活動とその他の活動が混在するような形態の場合は、政務調査活動の紙面をページ分けするなど、明確に区分することにより按分して充当することができる。」と規定されている。

(エ) 今般の監査において、広聴広報費として条例の定める収支報告書が様式に則り作成され、必要な書類が添付されていることのほか、ホームページは、広報誌Bと合わせて、会派が行う政務調査活動を道民に周知し、活動に対する意見や要望を聴取するためのものであって、会派として開設していること及び政務調査活動以外の活動に用いているものではないことを会派から聴取していることが確認された。

また、現にホームページを確認したが、政務調査活動に該当しない政党活動や後援会活動等に係る情報は認められなかった。

(オ) したがって、自民党道民会議に所属する道議会議員が支出先株式会社Aの取締役及び監査役に就任していることをもって、かかる支出が、純粋な政務調査ではなく、政治活動等に用いられている疑いがあり、支出の全額又は一部が違法であるとの請求人の主張を認めることはできない。

(カ) また、請求人は、広報誌Bについて、平成25年10月号では、議員の活動や政策についてではなく、自民党本部又は自民党所属の国会議員の政党活動、政治活動についての記事と評価すべきものが多く、政務調査活動とは全く関連性がないか、政党活動、政治活動の目的が大部分であることから、今回の住民監査請求の対象となる号についても、政務調査費の支出が許されない記事が含まれていたことが強く推認され、そのような記事の部分を出版・郵送する費用について政務調査費を支出することは違法であると主張している。

(キ) しかし、今般の監査において、広報誌Bは、会派が行う政務調査活動や自民党道連の政党活動、政治活動を道民に広報するための雑誌として発行していること、紙面には、政党活動や政治活動に関する記事も含まれているが、道議会における審議状況、予算編成に関する要望活動等、政務調査活動に関わる部分も含まれていること、紙面に占める政務調査活動に関わる割合は、従来から、株式会社Aとの協議により、年度を通じて、広報誌Bにおける政務調査活動に関する記事が掲載される割合を参考に設定していること、発行に要する費用については、広報誌Bの紙面全体に占める政務調査活動に関わる割合を基に、平成24年度中の広報誌Bの発行に要する費用の一部を負担していることを会派から聴取していることが確認された。

また、会派からの聴き取りを基に、平成24年度中に発行された広報誌B全号から政務調査活動に関する紙面の割合を確認したこと、年間の発行部数、定価等を基に発行費用を試算し、それに占める会派の負担割合を算定したところ約4割であり、これは政務調査活動に関する紙面の割合と同程度であると確認したこと、これらにより、会派と株式会社Aと

の協議に沿って費用が按分して負担され、運用方針に基づき執行されているものと判断していることが確認された。

さらに、現に平成24年度に発行された広報誌全号を確認したところ、紙面には政務調査活動に該当しない政党活動や後援会活動等に関する記事も含まれていたが、紙面に占める政務調査活動に係る記事の掲載割合が、全体の4割を下回るものとは認められなかった。

(ク) したがって、広報誌Bについて、政務調査活動とは全く関連性がないか、政党活動、政治活動の目的の記事が含まれていたのであれば、そのような記事の部分を出版・郵送する費用について政務調査費を支出することは違法となるとの請求人の主張を認めることはできない。

オ D議員の飲食費用に係る支出について

(ア) D議員は、平成24年度において、会派所属議員や市町村長等との意見交換に係る経費について、会合を行った飲食店等に対し、調査研究費のうち会費として3万2,480円を支出している。

(イ) 運用方針では、その別表において、調査研究費のうち会費について、各種団体等、他者が主催する会議等（意見交換を行うものに限る）の会費に充当することができることと規定している。また、調査研究費のうち食糧費について、「政務調査活動に係る会合及びそれに連続した懇談会での食糧費については、研修費及び会議費の食糧費と同じ。」と規定し、研修費のうち食糧費について、「団体等が開催する研修会、講演会等及びそれらに連続した懇談会での食事、飲食の議員の自己負担分に充当する場合は、社会通念上許容される範囲のものとする」と規定し、会合に係る飲食は10,000円を限度としている。

(ウ) 請求人は、政務調査費の使途の項目が会費ではあるが、調査研究費のうち食糧費が準用する研修費の食糧費に係る記述を引用し、「研修会や講演会等に連続した懇談会での食事、飲食に政務調査費を充当する場合は、社会通念上許容される範囲」とされるが、いずれの支出も居酒屋における飲食に充当されており、懇談会の前段となる研修会や講演会が政務調査としての内実を伴い、かつ、その後に連続して開催される懇談会が、実質的にも研修会や講演会の内容を踏まえて実施されるものでなければ、政務調査費の支出は許されないが、活動記録簿からは具体的な内容が明らかではなく、真に政務調査と関連する支出であったことについて議員による説明が十分に果たされなければ、かかる支出の全額が違法と主張している。

(エ) しかし、今般の監査において、調査研究費として条例の定める収支報告書が様式に則り作成され、必要な書類が添付されていることのほか、平成24年10月4日、同年12月20日、平成25年2月5日及び同年3月21日の支出については、補正予算案に係る事業内容、会派としての重点施策要望、T P P交渉や教育行政など当面する道政課題について道幹部職員と議会庁舎内において意見交換会を開催し、引き続き場所を変えて、議会における審議の参考として意見交換を実施したこと、平成24年10月11日の支出については、議員が所属する会派による移動政調会が浦河町で開催され、日高管内の町長、町議会議長、関係団体から課題や取組等について要望を受け、意見交換を行い、引き続き会場を変えて懇談会において意見交換を実施したこと、同月17日の支出については、I市長、I市議会議員、農林水産業従事者等が参加し、農作物の作付や水産業の状況、取り組むべき課題等について農業や水産業に係る団体や生産者からの聴き取りや意見交換を行い、引き続き、懇談を実施したことなど、いずれも意見交換の実質があることを会派から聴取していることが確認された。

また、飲食を伴う会議等又は懇談会に係る経費については、会議の内容や形態等に応じて会費又は食糧費として支出することができるが、いずれの項目であっても、意見交換等の政務調査活動に資する内容を伴うことが前提となるとし、本件会合については、所属会

派等が主催し、参加者に会費として負担を求めたものであることから、会費として支出することは適切であると判断していることが確認された。

(オ) したがって、本件飲食費用については、調査研究費のうち会費として支出されているが、これらの会合の実施内容から実質的に調査研究費のうち食糧費として認められるものであり、また、6件の支出はいずれも10,000円を下回っていることが確認されたことから、真に政務調査と関連する支出であったのかについて議員による説明が十分に果たされなければ、支出の全額が違法であるとの請求人の主張を認めることはできない。

(2) 条例の改正等について

上記(1)で述べたとおり、政務調査費の交付に違法性が認められないこと。

また、条例及び規程が平成21年3月31日の改正では、収支報告書にすべての支出について領収書等の写しを添付することとされ、同年7月10日の改正では、議長の収支報告書及び領収書等の写しの調査に当たり、これを補佐するために、議長が指名する3名以内の学識経験者からなる協議会を置くこととされたこと。

さらに、平成24年の法改正（平成25年3月1日施行）により政務調査費から政務活動費に名称が改められた際、議長は政務活動費について使途の透明性の確保に努めるものとされ、道においても平成24年12月に所要の条例改正等（平成25年3月1日施行）を行ったこと。

以上のことから、さらなる条例の改正等については、消極的に解するものである。

3 意見

今回の監査を通じての監査委員としての意見を述べる。

これまで、道において政務調査費に係る監査請求や住民訴訟が行われ、道民の厳しい目が向けられているが、今年度から交付され、政務調査費から改称された政務活動費も道民の貴重な税金等を原資とするものであることから、道民から負託を受けた道議会の各議員にあっては納税者である道民にその使途について説明責任を果たすことが求められている。

しかしながら、今般の監査においても、政務調査費に係る収支報告書の領収書等添付票について、単に目的だけを記載し、政務調査活動に要した経費の按分に係る記述やその算出方法が記載されていないものがあった。

また、活動記録簿について、会派や議員の活動の目的、内容、結果等が具体的に記載されていないものなどが見受けられ、政務調査費の使途の透明性が十分に確認できないものがあったところである。

このため、監査の中で、広聴広報費に係る広報誌の代金に関しては、その算出に要する按分方法などについて、また、飲食費を伴う会合に関しては、参加者との間で実際に道政課題等に係る意見交換が行われていることなどについて、聴取する必要があるところである。

さらに、協議会においては、平成25年11月に、抽出調査の結果として広聴広報費の按分に係る助言を行っていることから、政務調査活動に要した経費を明確にするため、契約書を交わすなど、執行額の適正性を証明する取組について、検討を行う必要があるものと思料される。

道議会においては、議長が行う調査を補佐させるために設置された第三者機関である協議会の機能を十分に活用するなどして、今後とも政務活動費の規程等及びその運用について、不断に改善や工夫を行い、政務活動費の使途について一層の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことを強く期待するものである。